

第4章 施策体系と取組（案）

個別施策	施策の目的	取組の方向性	【参考】現状の主な取組・事業
■基本施策1 こども・若者の権利を尊重し、自分らしく成長できるよう支援する			
① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	「子どもの権利条約」では、こどもは保護されるだけでなく、自分の意見を言い、決める権利がある主体とされています。この考えが社会全体で共有されることで、こどもの自己肯定感や自立心が育ち、健全な発育が促進されます。また、これにより社会参加の意識が高まり、差別や不平等の解消にもつながります。	こどもや若者は、保護者や社会からのサポートを受けながら、自分の力で成長し、自己を確立していく存在です。社会全体として、こどもや若者が自分の意見を持ち、判断することを大切にし、その意見を尊重する社会、また、こどもや若者の権利がしっかりと守られるような社会づくりを進めていきます。 ●当事者であるこどものほか市民に対し「児童の権利に関する条約」等の内容や関連する取組についての普及啓発・情報提供 ★学習機会をどうしていくか？ ★こどもの権利侵害の救済にどう取り組むか？	●児童の権利に関する条約の普及啓発
② こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映	こども基本法の基本理念においては、こどもや若者がその年齢や発達段階に応じた意見表明の機会と社会参加の機会を確保し、その意見が尊重され、最善の利益が優先されることが定められています。本計画においても、この理念を中心に据え、各施策を推進していきます。	こどもや若者が自分の意見を自由に表明し、社会に積極的に参加できる環境を整えることを重視し、こどもや若者を主体的な存在として、意見を交換し、対話を重ねながら、ともに社会づくりを進めていくための新たな仕組みや取組を構築します。 ●こどもや若者が安心して意見を述べることができる場や機会の創設・充実 ●年齢や発達段階に応じた意見聴取の仕組みづくり ●施策や取組の企画や推進の過程において、こどもや若者、子育て当事者からの適切な意見聴取 ★聴取した意見の反映についての記述をどうするか？	－
■基本施策2 良好な成育環境を確保し、こども・若者の健やかな育ちを支える			
③ 多様な遊びや体験・活躍できる機会づくり	年齢や発達に応じた遊びや体験活動は、こどもの自尊感情や主体性、協調性、コミュニケーション能力の向上を促し、健やかな成長を支えます。さらに、地域	行政だけでなく地域社会や学校、家庭、各種団体などが連携・協働し、こども・若者が発達段階に応じて	●こども向け屋内遊戯場「もりもりパーク」 ●生活・学習 Act サミット

【差し替え】

【資料5】

個別施策	施策の目的	取組の方向性	【参考】現状の主な取組・事業
	との連携により、こどもたちの地域への意識が高まり、住民同士の交流が進み、地域全体で子どもを育てる環境が整います。	多様な遊びや体験、そして自己表現や社会貢献の機会を得ることができる環境の整備を進めます。 ●年齢や発達段階に応じた遊び場の確保（環境整備） ●文化芸術やスポーツ等に親しむ環境の整備 ●世代を超えた交流機会の確保 ●体験活動における格差への配慮 ●基本的な生活習慣の確立に向けた啓発（支援） ●こどもや若者が活躍できる機会の提供	●あさひかわっ子☆夢応援プロジェクト ●あさひかわキッズタウン ●連合子ども会 ●異世代交流事業 ●子ども農業体験塾 ●あさひかわ子どもの水辺協議会
④ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供は、健やかな成長を支えるために重要な要素です。こどもから若者への成長・発達過程では、それぞれの段階に応じた異なる健康ニーズが存在し、適切な保健・医療の提供が求められます。また、健康に関する適切な教育は、個人の健康意識を高めるだけでなく、病気の早期発見や治療を促進し、地域社会の健康文化の向上にも寄与し、これにより、社会全体にも良い影響を与えることが期待されます。	ライフステージに応じた適切な医療や健康管理に係る支援を切れ目なく提供し、また、こどもや若者が自分の健康を理解し管理できるように、年齢に合わせた健康に関する情報の提供や教育を行い、こどもや若者が心身共に健やかに成長し、生活していくために必要な取組を進めていきます。 ●ライフステージに応じた適切な医療や健康管理に係る支援 ●慢性疾患や難病を抱えるこども・若者への支援 ●こどもが治療を受けやすい環境を作るとともに子育て世帯の医療費に係る負担軽減の充実	●こんにちは赤ちゃん訪問 ●子育て健康相談 ●新生児聴覚検査費用助成 ●10か月児健康診査 ●子ども医療費助成 ●小児慢性特定疾病医療費助成 ●小児慢性特定疾病相談室
⑤ こどもの貧困対策	こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にも繋がりがねない深刻な問題です。 こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないように、全てのこども・若者が等しく学び、育つことができるきめ細かな支援が必要とされています。	貧困の背景には様々な社会的要因があることを踏まえ、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援など世帯全体に目を向けた支援を行います。 ★福祉の制度いろいろ ●ひとり親家庭等への支援	●子どもの居場所づくり支援補助金

【差し替え】

【資料5】

個別施策	施策の目的	取組の方向性	【参考】現状の主な取組・事業
⑥ 障害児支援・医療的ケア児等への支援	すべての市民が障害の有無にかかわらず、互いにその人格と個性を尊重し、理解し合いながら共に生きる共生社会の実現を目指すことはとても重要です。そのためには、障害を持つこどもの地域社会への積極的な参加や、その包摂（インクルージョン）を推進することが、必要不可欠であるとされています。	障害や発達に課題のあるこどもへの支援を一般の子育て支援との連続の中で行い、また、医療的ケアが必要なこどもや様々な発達に課題のあるこども等について、医療、福祉、教育が連携して対応していきます。 ●児童発達支援センターの機能強化や保育所等へのインクルージョンの推進 ●医療的ケア児等、専門的な支援が必要なこどもや若者、その家族への支援体制の強化 ●インクルーシブ教育の推進及び障がいのあるこども若者の生涯にわたる学習機会の充実（確保）	●旭川市医療的ケア児等総合相談室 ●特別支援保育事業
⑦ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	児童虐待は、こどもの心身に深刻な影響を与え、その影響は成長後にも続くことがあり、生きづらさを感じる原因となります。そのため、虐待への対応は単に被害者への支援にとどまらず、悩む保護者へのサポートも重要です。 また、社会的養護が必要なこどもたちが適切に保護され、健やかに育つための環境づくりが求められています。特に、施設を退所したこどもたちには、自立に向けた支援が必要であり、退所後の十分なサポート体制の充実が求められます。 さらに、近年問題となっているヤングケアラーについては、早期発見と支援が重要であり、こどもの意向を尊重した対応が求められます。	多職種・関係機関が連携し、こどもの声を尊重しながら世帯全体を支援する視点で取組を進めていきます。 ●子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化 ●こどもや親子の居場所支援の推進 ●予期せぬ妊娠に悩む若年女性などへの支援 ●相談体制強化のための人材育成及び活用 ●社会的養護を必要とするこども・若者への支援 ●ヤングケアラーの実態把握及び適切な支援の実施	●旭川市児童虐待防止ハンドブック ●旭川市子どもホットライン ●子育て世帯訪問支援事業
⑧ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	こどもや若者の生命を守り、犯罪被害や事故からの安全を確保することは、すべてのこどもが健やかに育つための大前提です。しかし、近年ではインターネットの利用が普及し、それに伴い犯罪被害などのリスクも増大しています。保護者や学校だけでなく、行政や地域社会も一体となって、こどもや若者が安心して学	こども・若者が「相談する力」を身につけられる、また、大人もこども・若者のSOSを受け止める力を高められる取組を行います。さらに、家庭、学校、地域の関係機関・団体と連携し、多様なアプローチで、こども・若者が安心して学び、成長できる環境づくりを進めます。	●非行防止活動

【差し替え】

【資料5】

個別施策	施策の目的	取組の方向性	【参考】現状の主な取組・事業
	び、成長できる環境を整えることが求められています。	●こども・若者の自殺対策の推進 ●SNSの適切な利用等，メディアリテラシー教育の推進 ●こども・若者を犯罪被害から守る環境づくり ●こども・若者の非行や犯罪を防ぐ環境づくり	
⑨ 妊娠前から妊娠期，出産，幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	国の少子化対策では，個人が希望するタイミングで出産・子育てができる社会を作ることが目標とされています。 そのため，妊娠前から妊娠中，出産，そして幼児期に至るまで，切れ目のない保健・医療体制を整備し，母子やその家族が必要な情報や支援をタイムリーに受けられるようにすることで不安や孤立感を感じることなく，安心して子育てができる環境を整えることが必要とされています。	妊娠の希望の有無にかかわらず，早い段階からの妊娠・出産，健康管理に関する正しい情報の提供や相談体制の充実を図るほか，こども家庭センターの機能充実を図り，様々な困難や悩み，経済的な不安などに対し，産前・産後から子育て期を通じて支援の切れ目やはざまを生じさせない継続的な支援を提供していきます。 ●妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化 ●産前・産後の支援の充実と体制強化 ●産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的支援の体制の構築 ●多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」及び「経済的支援」の一体的実施 ●乳幼児健診等及び新生児マススクリーニング検査の実施	●旭川市マタニティ＆子育てサポートプランの配付 ●マタニティ＆ママのオンライン相談 ●妊婦健康相談 ●妊産婦健康診査費用の助成 ●低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成 ●先進不妊治療費助成 ●不育症治療費助成 ●産後ケア事業 ●産前・産後ヘルパー事業
⑩ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	誕生前から幼児期は心身の発達が非常に活発な時期であり，この時期に適切な支援や環境が提供されることで，こどもは遊びを通じて創造力を高めたり，社会性が育まれるなど，健全な成長と発達が促されます。 また，誕生前から適切な支援を行うことで，こどもの成長や発達における課題を早期に発見し必要な対応を取ることができるなど，全てのこどもが公平に発達の機会を得ることは社会的インクルージョンの推進からも重要です。	すべてのこどもが，地域や家庭の環境に関係なく，幼児期に必要な資質や能力をしっかりと身につけ，学びの格差をなくし，質の高い教育へのスムーズな接続ができるように，子どもの発達にとって重要な「遊び」を通じて，質の高い幼児教育・保育をしっかりと提供し，義務教育への円滑な移行ができるような環境を整えます。 ●こどもの誕生前から幼児期までの育ちを等しく，切れ目なく支援する。	●子育て支援ナビゲーター ●おやこわくわくひろば ●地域子育て支援センター ●子育てサロン ●育児サークル ●子ども巡回相談(認可保育所・私立幼稚園・認可外保育施設・認定こども園) ●病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）

個別施策	施策の目的	取組の方向性	【参考】現状の主な取組・事業
		●子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園や保育所、幼稚園等の地域の身近な場を活用した支援の充実 ●障がいのあるこどもや医療的ケア児、病後児、病児等、特別な配慮を必要とするこどもへの支援の実施 ●学びの連続性を踏まえ、「遊び」を通し、幼・保・小が連携した、質の高い学びへの円滑な接続 ●こどもの育ちを支える人材育成や人材の確保等の推進	●一時預かり事業 ●子育て支援員研修
【追加】 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の提供	こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育を提供することは、知識や技能だけでなく、社会性や人間性の成長にも大きな影響を与え、自己肯定感や社会適応能力が育成されるなど、こどもが健全に成長し、将来にわたって社会で活躍できる力を育むためにも重要だとされています。	個々のこどもの特性やニーズに応じて、すべてのこどもが平等に学び、成長できる環境づくりを進めます。 ●学校生活の充実（個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実施） ●インクルーシブ教育の推進及び特別支援教育の充実 ●文化芸術やスポーツ等に親しむ環境の整備（再掲） ●こどもを地域全体で育む体制の推進 ●こどもの体力向上の取組を行う ●こども・若者の健康の保持増進のための学校保健の推進及び食育取組推進	
⑪ 居場所づくり	こどもが気軽に立ち寄りやすく、様々な人とつながり、社会性や豊かな人間性を育むことができる場所、学習支援や体験の機会などを提供し、困難に直面した時には支援を求めることができる場所など、こどもや若者にとって安心・安全で、その成長をサポートする役割を果たす「こどもの居場所」が、社会で広く求められています。	「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、こども・若者の意見を聴きながら、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進めていきます。 ●こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進 ●放課後のこどもが安全・安心に過ごし多様な体験・活動ができるよう放課後児童の対策の実施	●子どもの居場所づくり支援補助金【再掲】

【差し替え】

【資料5】

個別施策	施策の目的	取組の方向性	【参考】現状の主な取組・事業
⑫ 小児医療体制，心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	乳幼児期から学童期，思春期に至る時期は，生涯にわたる健康の基盤となる心身を育む重要な時期です。特に現代の社会環境においては，こどもがストレスや心の悩みに直面する機会が増えており，その際の早期の心のケアが将来的な精神的健康を保つために不可欠であるとされています。	こどもや若者が，自らの発達程度に応じて，心身の健康や性に関する正しい知識を得て，SOSを出したり，セルフケアを行ったり，自分に合ったサポートを受けたりできるよう，性と健康に関する教育，普及啓発，相談支援を進めていきます。 ●心身の健康や性に関する正しい知識の普及啓発や相談支援を図る (SOS，セルフケアの表現を工夫) ●予期せぬ妊娠や性感染症等への適切な相談支援等を進める（やや再掲）	●私の未来プロジェクト事業
⑬ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報や教育の充実は，社会的責任や権利を正しく理解し，経済的な知識や生活スキルを習得することで，将来に向けた準備を整え，個人が自立して賢明な選択をし，リスクを適切に管理できるようにします。 また，社会のルールや他者への配慮，地域社会への貢献の重要性を学ぶことで，より良い社会の一員としての基盤を築く助けになります。	こどもや若者が自立して社会生活を送り，社会の一員として地域の課題解決に取り組む意識を育むために，主権者教育を推進し，自己理解や他者との連携・協働の力を養います。 ●消費者教育の推進及び金融教育 ★その他何か取組・予定があるかを調べる	—
⑭ いじめ防止	いじめは，いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を及ぼすのみならず，場合によってはその生命や身体に対して重大な危険をもたらす可能性がある，極めて重大な問題です。 児童生徒の生命と尊厳を守り，すべての児童生徒が安心して生活し，学ぶことができる社会を築くことが不可欠であり，そのための取り組みが求められています。	学校，保護者，市民などの関係者や関係機関と連携し，いじめの未然防止や早期発見，相談しやすい環境の整備，さらには重大化の防止など，いじめの防止に向けた取り組みを進めていきます。 ●いじめ防止対策に係る情報や支援方針等を一元化し，被害児童生徒に寄り添った迅速な対応による問題の早期解決を図る「旭川モデル」の一層の推進 ●相談体制の充実 ●いじめの重大事態について学校設置者への必要な支援及び重大事態調査結果を踏まえたいじめ防止対策の強化	●いじめ防止対策「旭川モデル」 ●いじめ相談フォーム ●子ども SOS 電話相談 ●子ども SOS 手紙相談 ●チャットによるいじめ相談 ●児童生徒向け啓発資料「STOP いじめ」

個別施策	施策の目的	取組の方向性	【参考】現状の主な取組・事業
⑮ 不登校のこどもへの支援	不登校は、教育機会の喪失や進路の選択肢の狭まり、自己肯定感の低下や将来の不安の増大など長期的な影響を受ける可能性があり、また本人だけでなく、家族にも精神的・経済的負担を及ぼすこともある深刻な課題であります。	不登校の背景には、学業や対人関係のストレス、家庭環境の問題、心理的・発達的な障害など様々な要因が考えられますが、これらは個々の状況によって異なるため、いつでも相談できる環境の整備や、本人だけではなくその周りの状況にも配慮しながら個々に寄り添った支援を進めていきます。 ●不登校のこどもの意見を聴きながら不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析 ●全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう学校内外における連携や機能強化を図る ●専門家にいつでも相談できる環境の整備及びICT等を活用した学習支援や民間団体等と連携したアウトリーチ支援の強化	—
⑯ 高校中退の予防、高校中退後の支援	高校を中退することで、進学や将来的に就ける職業の選択が狭まり、経済的に不安定な生活に結びつきやすい傾向があるほか、自己肯定感の低下や孤立感が増し、精神的な影響のリスクが高まることもあるとされており、適切なサポートが求められています。	就学に悩みを抱える生徒への相談支援体制の構築や、中退したこどもの再入学や学び、就労の支援体制の充実を図ります。 ●高校を中退したこどもの学習相談や学習支援の実施 ●高校中退者や進路が決まらず卒業した方の就労支援等の実施（復学・就学のための支援）	●アウトリーチプログラム（若サポ）
⑰ 高等教育等の修学支援、高等教育環境等の充実支援	すべてのこどもに学ぶ権利が平等に保証され、学びたいという意志を持つこども・若者が教育を受けることができる社会は、こどもだけでなく社会全体にとっても豊かな未来を築く基盤となります。	若者が、家庭の経済状況に関わらず、高等教育機関等に進学する機会を確保できるように、高等教育段階の修学支援の充実を図ります。また、在学中に将来の職業やライフプランを意識できるような学びの機会の提供を進めます。 ●家庭の経済状況にかかわらず大学等に進学する機会を確保できるよう修学支援の実施	●私立高等学校の教育環境の維持向上を図るための助成 ●貸与型・給付型奨学金・入学支度金 ●私立高等学校・通信制私立高等学校の入学時負担金等助成

個別施策	施策の目的	取組の方向性	【参考】現状の主な取組・事業
		▲在学段階からの職業意識やキャリア形成への支援の実施⇒実際に市の取組があるか？ ●全日制私立高等学校の教育環境の維持向上を図るための支援の実施	
⑱ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	就労してその持てる能力を発揮し、経済的な不安を抱えることなく、将来に対する展望を持ちながら生活することは、自己実現や生きがいの追求、また社会的なつながりの形成という観点から、個人にとっても社会にとっても極めて重要であり、望ましい成果をもたらすものです。	就労を希望する若者が職業能力を培い、就業し自立するまでの就労支援を行います。 ●就職活動段階におけるマッチング向上のための支援（免許取得補助や保育所の住宅補助等がこれに当たるか） ●離職した若者が早期に再就職し、持てる能力を発揮できるようキャリア自立に向けた支援 ▲企業側が雇用継続できるような支援もあるか？	●あさひかわ若者サポートステーション／あさひかわサポステ・プラス
⑲ 結婚を希望する方への支援、 <u>結婚に伴う新生活への支援</u>	結婚の希望が叶えられない大きな理由として、経済的事情や仕事の問題に加え「適切な相手に巡り会わないこと」も挙げられています。少子化対策の観点から、こども大綱では、結婚を希望する方への支援や新生活の支援が非常に重要な要素とされています。本市でもこの趣旨を踏まえ、これらの支援を基本施策に位置付けます。	出会いの機会・場の創出などの取組の充実を図り、<u>また結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を進めていきます。</u> ●出会いの機会や場の創出における質の高い取組の推進 ●不妊治療やプレコンセプションケアの実施	●あさひかわ縁結びネットワーク ●縁結び特典
⑳ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	家庭や学校、地域社会の多様化が進む中で、若者が抱える課題もますます複雑化しています。進路や人間関係に悩み、不安を抱えている若者や、教育を終えた後の就労や社会参加が困難な状況にある若者とその家族に対する支援が、今後一層求められています。 本計画は「子供・若者育成支援推進大綱」を含む「こども大綱」を踏まえて策定しており、その趣旨からこの点を重視し、若者への支援体制をさらに充実させる	若者を対象とした居場所づくりや、相談体制の構築に当たり必要な取組を進めていきます。 ★これまで具体的な取組はなし（要検討）	—

【差し替え】

【資料5】

個別施策	施策の目的	取組の方向性	【参考】現状の主な取組・事業
	ことで、若者が自立し社会の一員として活躍できる環境を整備していきます。		
■基本施策3 子育て当事者の視点を重視した支援を行う			
②① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	子育てや教育にかかる費用は家計にとって大きな負担となりますが、経済的な理由で教育機会が制限されることがなく、すべてのこどもが平等に教育を受けることができる環境を整えることは極めて重要です。これにより、こどもたちが自己の可能性を最大限に引き出し、将来に向けて目指す自分に成長することが可能になります。	幼児教育・保育の無償化、医療費の助成、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない経済的負担の軽減を着実に実施します。 ●教育費について、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減の実施 ●こどもが治療を受けやすい環境を作るとともに子育て世帯の医療費に係る負担軽減の充実(実施)(再掲)	●出産・子育て応援推進事業 ●幼児教育・保育の無償化 ●子ども医療費助成【再掲】 ●私立高等学校・通信制私立高等学校の入学時負担金等助成【再掲】 ●貸与型・給付型奨学金・入学支度金【再掲】 ●ごみ処理手数料の減免(有料指定ごみ袋の支給)
②② 地域子育て支援、家庭教育支援	現代は、核家族化や地域のつながりの減少により、子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。その結果、祖父母や近隣住民などからの助言や支援を得る機会が減少し、親が孤立した状況で子育てを行うケースが増加しています。また、保護者自身が親になる前に乳幼児と触れ合った経験が少ないため、育児に対する不安や困難を抱えることが多いという課題もあります。これらの問題に対して、育児に関する知識の普及や地域社会による支援の充実が求められています。	地域の中での子育てが支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めた全てのこどもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援について、その量的拡充と質的改善を図る取組を進めていきます。 ●地域の中で子育て家庭が支えられるよう、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進 ●子育てに関する相談や情報提供について、必要な情報が届くよう効果的な手法や媒体を活用した実施 ●保護者の身体的な負担の軽減や緊急時におけるサポート体制の確保 ●身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるような体制の構築	●地域子育て支援センター【再掲】 ●子育てサロン【再掲】 ●育児サークル【再掲】 ●ファミリーサポートセンター ●ショートステイ事業 ●トワイライトステイ事業 ●上川中部こども緊急さばねっと事業 ●プレママ保育体験
②③ 共働き・共育での推進、男性	共働き世帯は増加を続けており、子育てをしながら	企業も一体となって働き方、意識改革を進めると	●おやこ応援プログラム

個別施策	施策の目的	取組の方向性	【参考】現状の主な取組・事業
の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	キャリアアップを目指す女性や、家事・子育てに積極的に関わりたい男性が増えています。しかし、女性の就業の有無にかかわらず、6歳未満のこどもを持つ男性の家事・育児にかかる時間は、女性と比較して極めて短い現状があります。 共働き・共育ての推進や、男性の家事・子育てへの主体的な参画の促進・拡大は、家庭内の負担を公平に分担し、家族全体の生活の質を向上させるために非常に重要です。	ともに、男性の家事・育児への参画を促進することにより、女性に一方的に負担が偏りがちな状況を解消し、性別にかかわらずキャリアアップと子育てを両立できる環境整備を進めていきます。 ●仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進 ●男性の家事・子育てへの参画の促進 ●女性のキャリアアップへの支援	
②④ ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭は、子育てと仕事を一人で担わざるを得ないため、就労の制限や経済的な困窮、親子でゆっくりと過ごす時間が持ちづらいなど様々な困難を伴う場合があることが想定され、これらの困難を支えるためにも社会的な支援や制度の充実が大切です。	ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、相談体制を強化し各家庭のそれぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援などが適切に行われるよう取組を進めます。 ●各家庭の状況に応じた経済支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施 ●ワンストップで必要な支援につなぐ相談支援体制の強化	●ひとり親家庭等医療費助成 ●母子家庭等就業・自立支援センター ●ひとり親家庭貸付金
■基本施策4 こどもや若者の成長を地域全体で支える体制の充実を図る			
②⑤ 社会全体でのこども・子育て支援の取組の推進	地域で子育てを支援することは、こどもが多くの人との関わる機会が増え、社会性や協調性が育まれることや、親にとっても子育てにおける孤立を防ぎ、地域活動などを通じて親同士の交流や、育児の相談ができるなど安心して子育てができる環境を作ります。 また、地域全体で子育てを支えることは、次世代の育成に対する地域の責任感やつながりを強化したり、こどもたちが大人になったときに「地域の一員」としての意識を持ち、自らもまた地域に貢献しようとする	こどもや若者の成長を地域全体で支える社会の実現を目指し、地域での子育て支援意識の醸成や、団体の活動の支援など、更なる取組を進めていきます。 ●こども施策に関するデータの整備、分析等の実施 ●こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援 ●地域における包括的な支援体制の強化 ●子育てに係る手続き・事務負担の軽減	●うぶごえへの贈りもの ●地域子育て支援センター【再掲】 ●子育てサロン【再掲】 ●育児サークル【再掲】 ●ファミリーサポートセンター【再掲】 ●子どもの居場所づくり支援補助金【再掲】

【差し替え】

【資料5】

個別施策	施策の目的	取組の方向性	【参考】現状の主な取組・事業
	循環を生み出すなど，こどもや親、そして地域全体にとってより良い未来を育むための環境が生まれます。	●必要な支援が必要な人に届けるための情報発信 ●こども・若者，子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	